

司法書士に

令和3年度 成年後見制度専門相談会

無料で相談できます

【予約制】

福祉サービスの苦情相談や成年後見制度に関すること、判断能力が不十分な方の権利擁護相談ができます。

日にち・場所



~~延①期 5月11日(火) 秋川ふれあいセンター2階会議室~~

- ② 7月13日(火) 秋川ふれあいセンター2階会議室
 - ③ 9月14日(火) 五日市地域交流センター2階会議室
 - ④ 11月9日(火) 秋川ふれあいセンター2階会議室
- 令和4年～
- ⑤ 1月11日(火) 秋川ふれあいセンター2階会議室
 - ⑥ 3月8日(火) 五日市地域交流センター2階会議室

【定員】

1回につき3名まで

【時間】

14時00分～16時10分
1人40分間相談できます。
下記の時間帯のいずれかで予約をしてください。

- ①14時00分～14時40分
- ②14時45分～15時25分
- ③15時30分～16時10分

【対象者】 市内在住で、成年後見制度や判断能力が不十分な方の支援について相談したい方

【申込み】 あきる野市社会福祉協議会 相談支援係

電話：533-3548

【その他】 障がい等により会場に来ることが難しい方は電話にてご相談ください。訪問等による相談対応も可能です

成年後見制度を利用したほうがよいのか、具体的に相談したい。



今は元気だけど、頼れる親族等が近くにいないので将来心配…。任意後見制度って…？



障がいのある子どもがいるので、将来が心配。



司法書士とは？



専門的な法律の知識に基づき登記並びに供託の代理、裁判所や検察庁、法務局等に提出する書類の作成提出などを行う。成年後見制度申立て書類作成や後見人等候補者も受任する専門職です。